

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の
一部を改正する法律案について

神戸大学経済経営研究所教授 家森 信善 (やもり のぶよし)

○今回の法律案の基になった中小企業政策審議会・金融WG

金融WGの報告書のタイトル「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」

→メンバーの共通の問題意識: どのように信用保証制度を改革すれば中小企業に対する支援を強化できるか

- ・中小企業金融において信用保証制度の果たすべき役割は今後も重要である
- ・一方で、信用保証協会と金融機関のリスク分担のあり方を適切に見直すことによって、金融機関の支援姿勢をこれまで以上に高めることが可能になるはず

○第1の柱：金融機関と保証協会との間での柔軟なリスク分担

- ・金融機関の負うリスクが大きくなれば、支援姿勢が強くなるはず
- ・しかし、過度に負担割合を高めてしまうと、融資を行わなくなる恐れ
- ・経済環境、企業の状況に応じて金融機関が負担できるリスクの量は変わってくるので、一律のルールを作ると、円滑な資金提供ができなくなってしまう。

●注意すべき点：金融機関のモラルハザードを生みかねない

=信用保証協会の支援姿勢にただ乗りして、メインバンクが責任を放棄

※信用保証協会が民間金融機関の行動をモニターしていくこと、そうした信用保証協会の姿勢を中小企業庁がモニターすること、金融庁が金融機関の行動をモニターするといったことが必要

※情報公開についても工夫して、民間金融機関がモラルハザードを起こしにくいような環境を作っておくことも重要

○第2の柱：ライフステージに応じて保証の役割を見直して、保証利用にメリハリ

- ・支援の積極化：創業期の企業、再生期の企業、および小規模企業に対する分野
- ・利用の抑制：成長期の企業→金融機関からプロパー融資と支援を受けられるはず

●注意すべき点：企業への支援を強化するという観点で制度が運営されるべき

(例) 小規模事業者向け 100%保証の枠の拡大

- ・金融WG報告書「新規資金の調達を容易とし経営の立て直しを可能とする」ことがその目的
- ・単に返済負担を先送りするために拡大した枠を使う金融機関があるとするれば、信用保証協会が、金融機関に対して、その保証を利用しながら企業をどのように支援していくのかの説明をきちんと求められるかが鍵

※これも、金融機関と保証協会の連携の重要な内容。

○今回の見直しによって中小企業の資金繰りに不要な支障が生じないように、事業性評価と信用保証付き融資の関係について正しく理解しておくことが必要

- ・最近の金融行政：金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促す
- ・今回の信用保証制度の改革は、信用保証制度を見直すことで、事業性評価に取り組むことへの金融機関のインセンティブを高めることと、言い直すこともできる
→両者は完全に同じ方向を向いている。

●事業性評価を推進するためには、信用保証制度を減らすべきだとの誤解

- ・確かに、成長期の企業については保証利用の抑制（銀行支援に期待）
→事業性を評価せず信用保証の枠があるからという理由だけで融資をしていた金融機関に対しては、保証の利用抑制を経営目標に掲げて、現場での事業性評価の姿勢を強化してもらう必要
- ・信用保証制度の利用と事業性評価とは補完的
→取引先の事業性を十分に評価した結果、事業性はあるものの、自行だけではリスクが取りきれず、保証協会とリスクを分担すれば支援することが可能な先に、信用保証付き融資を実施した場合は、事業性評価に基づく融資
→逆に、信用保証の利用を頭から否定してしまっていて、支援しなかった場合こそが、金融庁の言う「日本型金融排除」
- ・創業期や再生期の企業の支援のために積極的な保証の利用を金融機関に期待

●信用保証協会が取り組まねばならない様々な課題

- ・適切なリスク分担の実現
- ・創業支援等の難しい本業を担う人材
- ・健全な経営の維持
- ・IT化（効率化、迅速化）
- ・一層の情報開示の工夫（例 連携：プロパー融資の状況、成果：支援先の状況）